

京都市告示第500号

京都市建築基準法施行細則（以下、「細則」という。）第28条第3項の規定により市長が付加できる定期調査における調査の項目、方法及び結果の判定基準について、細則第28条第1項に規定する市指定特定建築物に限り、次のとおり付加することとする。

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作

区分	調査項目	調査方法	判定基準	
(1)	防火設備 (防火扉、 防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にあるものの以外の防火扉（以下「随閉防火扉」という。）にあっては、各階の主要な随閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。 防火シャッター等にあっては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口の規定に適合しないこと。
(2)	常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備（以下「随閉防火設備」という。）における煙又は熱を感じし自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況	目視により確認する。	令第112条第14項の規定に適合しないこと。	

区分	調査項目	調査方法	判定基準
(3)	随閉防火設備の本体と 枠の劣化及び損傷の状 況	目視により確認する。	随閉防火設備の変形又 は損傷により遮炎性能 又は遮煙性能（令第1 12条第14項第二号 に規定する特定防火設 備又は防火設備に限 る。）に支障があるこ と。
(4)	随閉防火設備の閉鎖又 は作動の状況	各階の主要な随閉防火設備 の閉鎖又は作動を確認する。 ただし、3年以内に実施した 点検の記録がある場合にあ っては、当該記録により確認 することで足りる。	随閉防火設備が閉鎖又 は作動しないこと。
(5)	随閉防火設備の閉鎖又 は作動の障害となる物 品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されている ことにより随閉防火設 備の閉鎖又は作動に支 障があること。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の施行の日前に終えた定期調査については、なお従前の例によることとする。

3 この告示の施行の日から平成31年12月31日までの期間に終えた定期調査につい  
ては、なお従前の例によることができる。

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)